

令和2年度 建設事業に関する技術開発支援 募 集 要 項

1. 支援制度の目的

東北地域づくり協会は、国土の健全な発展に寄与するため、東北地方において公益事業を幅広く展開しています。その一環として、平成7年度から「建設事業に関する技術開発支援事業」に取り組んでおり、東北の将来を支える新たな技術開発への支援を通じて、東北地方における技術の研鑽、さらには若手技術者の育成を目的として継続的に実施しているものです。

2. 応募対象要件

1) 申請者の要件

- (1) 東北地方の大学及び工業高等専門学校に所属する学識経験者等
- (2) 産学(官)連携（参画する民間企業、大学及び工業高等専門学校、その他団体等のいずれか一者が東北地方に所在地を有すること）
- (3) 大学連携（東北地方に所在地を有する大学が参画していること）
- (4) その他（上記以外の所属及び体制の場合は、事務局までご連絡ください）

※ 当協会と同等の事業を実施する団体（公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人等）及び民間企業が単独で実施する技術開発は原則対象外とする。

2) 技術開発テーマの要件

社会資本整備に関する技術開発を基本とし、以下に掲げる分野の技術で、将来的に社会実装が見込まれる技術であることを前提とします。

なお、担い手育成の観点から、若手技術者（先生）の実施する技術開発を積極的に支援します。

【対象分野】

- 河川・道路事業関連〔設計、施工、維持管理、マネジメントに関する技術 など〕
- 東日本大震災復旧・復興関連〔復興まちづくり、復興ツーリズム、マネジメントに関する技術 など〕
- 公共工事に係る ICT 利活用関連〔新技術・システム、マネジメント、利用促進 など〕
- 安全・安心なまちづくり関連〔高齢化対策、災害に強いまちづくり など〕
- 環境・エネルギー関連〔調査・評価手法、材料、再生可能エネルギー、リサイクル技術 など〕
- 社会資本整備に関する広報関連〔評価手法、インフラツーリズム、イメージアップ手法 など〕
- その他、上記に掲げる分野以外で社会資本整備に関連する分野〔担い手育成 など〕

3. 支援金について

1) 支援金の扱いについて

- (1) 支援額は、1 テーマ当り 200 万円を上限とします。なお、選定委員会において支援希望額を査定し、最終的な支援額を決定します。
- (2) 支援金の支払い方法については、着手前の支払いを原則としますが、計画内容及び工程等に基づき、調整させていただく場合もあります。

2) 支援金の使途について

支援金の使途については、別紙「参考資料（支援金の使途について）」を基本とし、費目によっては対象とならない場合もあります。なお、決算報告時に適切でない使用が認められた場合は、支援金の返還を求める場合がありますので、使途の可否が不明の際は、事前に事務局までご確認ください。

4. 応募方法

1) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出願います。

※ 別紙「申請書類の作成にあたって」参照。

- (1) 技術開発申請書（様式－1）
- (2) 技術開発計画書（様式－2）
〔開発目的／現状と課題／計画内容／成果の活用方策／工程／開発費用〕
- (3) 申請概要書（追加様式） ※ データ要提出
- (4) 昨年度実施報告（様式任意） ※ 継続申請の場合のみ
- (5) 参考資料（その他、当該技術の詳細を説明するために必要な資料等）

2) 募集期間

令和元年 11 月 1 日（金）～ 令和 2 年 1 月 31 日（金） ※必着

3) その他

申請に要する費用は、全て申請者の負担となります。なお支援対象とならなかった場合、提出書類は返却しません。また、申請情報は他に一切使用しません。

5. 選定及び結果の通知

1) 支援対象技術の選定

学識経験者及び有識者等の第三者委員で構成する「技術開発選定委員会」において、技術的評価、社会貢献度、既往研究活用実績（社会実験含む）等を総合的に審査し、支援対象技術を選定します。

2) ヒアリングの実施

選定にあたっては、必要に応じて申請者に対するヒアリングを行います。ヒアリングを要する際は、担当者宛に連絡を入れますので、事務局の質問に回答して下さい。

3) 選定結果の通知について

選定結果については、支援対象者（代表者）へ文書により通知するほか、当協会ホームページへの掲載並びに専門紙等への記者発表により公表します。なお、結果の通知は、令和2年5月中旬を予定しています。

6. 事務手続き等

支援対象として選定された場合は、当協会「建設事業の技術開発に関する支援要綱」に基づき、当該技術開発を実施することを了承する旨を記載した「請書」を提出していただきます。これにより、中間報告（会計報告含む）、最終成果報告（決算報告含む）の提出の義務が生じます。

7. 実施にあたっての留意事項

支援対象として選定された場合、技術開発の実施にあたって、以下の点に留意して進めていただきます。

- (1) 技術開発のより効果的な実施のため、事務局の提示する支援要件（選定委員会での意見等）を可能な限り反映させて下さい。
- (2) 技術開発の内容によっては、より効果的な実施のため、当協会と共同で研究・開発を進めることもあります。その場合は、事前に協議させていただきます。
- (3) 事務局の求める書類及び報告書等を期限までに遅延なく提出して下さい。
- (4) 技術開発の成果を外部で報告する場合は、当協会から支援を受けている旨を明記して下さい。
- (5) 技術開発実施期間（支援金の対象及び成果報告の対象となる開発期間）は、選定結果通知の翌月1日から1年間を基本とし、最大2年間とします。
- (6) 2年以上の継続支援を要する場合は、これまでの現地試験及び社会貢献、期待度等を勘案した上、協議により延長することも可能とします。
- (7) 継続支援を希望される場合は、次年度募集時に継続申請として改めて申請いただき、選定委員会での審査を受けます。
- (8) 実施途中であっても、技術開発の目的、成果、工程等が不明瞭で、計画的な執行がなされていないと判断する場合は、支援を中止することもあります。

8. 成果の取り扱い

- (1) 成果物（知的財産権含む）については、原則、開発者に帰属するものとします。ただし、当協会との共同開発により得られた知的財産権の取扱いについては、協

議のうえ別途契約等を締結し定めるものとします。

- (2) 提出いただいた成果報告は、成果報告集として関係機関等へ提供する場合があります。また、当協会主催による成果報告会を開催することとなった場合は、当該成果について発表いただきます。(ただし、発表いただくテーマは事務局で選定します。)
- (3) 報告書に挿入されている写真(公開できると判断される写真に限る)については、当協会における広報活動のなかで使用させていただく場合があります。

9. 個人情報の取扱い

申請書等提出書類に記載された個人情報については、当協会「個人情報管理基準」により適正に保護されます。

なお、当該個人情報は、申請者情報及び連絡先情報として選定委員会において利用するほか、支援対象として選定された場合は、開発者名(団体名・開発代表者名)及び所属県、技術開発テーマ及び概要について、記者発表や広報活動資料等において公表します。それ以外の目的に利用することはありません。

10. 事務局(資料提出及び問い合わせ先)

一般社団法人東北地域づくり協会 地域事業部

〒980-0871 仙台市青葉区八幡一丁目 4-16

TEL: 022-268-4711 / FAX: 022-227-5244

E-mail: michinoku@kyokai.or.jp